

1. 件名：「美浜発電所、大飯発電所及び高浜発電所に係る申請の現状に関する面談」
2. 日時：令和2年2月17日 11時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官、山口安全管理調査官、薩川審査チーム員

関西電力株式会社：技術グループチーフマネジャー 他7名

5. 要旨

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定  
(2020.01～2021.03)
- ・廃樹脂処理装置の共用化及び使用済樹脂移送容器他導入の工事概要

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:08	はい。おはようございます。それでは
0:00:11	当社、関西電力の美浜大飯高浜のスケジュール面談につきまして、前回 1 月 20 日に実施しておりますが、それ以降の変更点とか進捗食うについて御説明したいと思いますので、よろしくお願いします。
0:00:29	要はオオタのほうから説明いたします。
0:00:36	関西電力の太田です。
0:00:39	お手元の A3 の資料に基づいて御説明をしたさせさせていただきます。まず一番上のページの美浜についてですけれども、前回 1 月 20 日からの変更点は赤字にしておりますので、変更点中心に御説明いたします。
0:00:56	美浜の 4 番と 5 番、有毒ガス防護対策の設置許可と工認でございますけれども、こちらは許可それから購入の申請の実績を反映しております。
0:01:09	それから 8 番、新検査制度導入に伴う変更ですけれども、本規定の申請の予定を記載しております。具体的には 2 月の 27 日に申請をさせていただきたいということで記載しております。美浜については以上です。
0:01:32	1 枚めくっていただきまして、大飯発電所分です。
0:01:39	2 番三番は緊待所の公認保安規程でございますけれども、工程についてはここに記載の通り、それから 4 番から 6 番は有毒ガスでございますけれども、先ほど美浜と同様に許可それから新設工認の申請の実績を反映しております。
0:01:57	7 番目が Sa 等対策に係る対策体制変更の保安規定でございますけれども、こちらについては、審査会合、それからヒアリング等も終了している状況と、いうふうに認識してございまして、現状認可待ちという状況でございます。
0:02:14	早期に処分をいただければというふうに考えてございます。
0:02:20	一番下行きまして 14 番ですが、火災感知設備の増設工事の工認申請の予定を記載しております。
0:02:27	こちらは火災感知器バックフィットの工認申請に関するものでございますけれども、今年の 4 月末に申請をさせていただいて、
0:02:37	来年の 3 月末ごろまでに認可をいただければというふうに考えてございます。
0:02:43	バックフィット申請になりまして、経過措置期限を 2024 年の 2 月 13 日以降の最初の定検の終了日までということになってございます。
0:02:53	経過措置期限まではまだ時間がある状況でございますけれども、先行して、大飯を申請させていただいて、それ以降、高浜 34 を美浜、それから高浜 12 号という形で順番に申請をしようというふうに考えてございます。
0:03:10	大飯については以上です。

0:03:18	3名高浜でございます。
0:03:21	まず1番目の第3バッテリーの工認でございますけれども、こちらは2月の3日に補正申請をしております。
0:03:30	こちらでもですね、御説明等は完了している状況というふうに認識しておりますので、早期に処分いただければというふうに考えてございます。
0:03:41	2番目3番目は、
0:03:43	送水車の燃料変更、それから送水車の導入工事に関係する購入でございます。
0:03:50	こちらも補正、それから、ヒアリングでの御説明等も終了しております。
0:03:57	特に3番目の送水車導入工事につきましては、
0:04:01	後工程のですね。
0:04:04	検査関係に影響が出てきているような状況もございますので、早期に処分をいただければというふうに考えてございます。
0:04:16	9番目、19番目から11番目までは災害水圧道路の公認、それから有毒ガスに関係するものでございますけれども、こちらはそれぞれ認可許可申請の実績を反映してございます。
0:04:36	1枚めくっていただきまして、
0:04:43	高浜の17番でございます。3号機の蒸気発生器細管補修5時に関係するものでございますけれども、こちらの定期点検結果により届け出というふうに記載してございます。
0:04:56	検査結果ですね節電の必要があるということになった場合は、届け出をさせていただこうというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。
0:05:08	続いて20番、21番は新検査制度導入に伴う燃料体設工認の申請でございます。
0:05:15	20番は海外ウラン燃料、
0:05:18	21番はMOX燃料に関係するものでございまして、4月の1日に購入の申請させていただいてます広告そこから10月の中旬ごろまでに認可をいただければというふうに考えてございます。
0:05:37	それから22番でございますけれども、使用済み樹脂処理対策に係る使用済み樹脂移送容器ほかの導入の公認申請ということで、今年の6月ごろに申請をしたいというふうに考えてございます。
0:05:52	詳細後程所管の方からご説明いたします。
0:05:57	23番は、火災感知設備の増設工事でございます、先ほどの
0:06:03	大飯での御説明と同様でございます。

0:06:08	それでは 22 番の使用済み樹脂の処理対策に関する工認につきまして、所管の方から詳細は御説明を差し上げます。
0:06:22	原子力事業部放射線管理グループのヤマノと申します。よろしくお願いいたします。配りしております A4 のからの資料をご覧ください。
0:06:32	こちらのほうでの使用済みし創立し処理装置の共用化及び使用済み樹脂そういう許可の導入の。
0:06:40	工事概要ということで、概要についてご説明させていただきます。まず一番上の欄ですけれども、まず工事の実施背景と概要ということで、原子炉冷却水が出現頻度ピット水位は脱塩装置を通して浄化をしております。
0:06:56	浄化能力が低下した使用済み主は、
0:07:00	ちょうどタンクの位置 12 号のものは廃樹脂貯蔵タンク A3 横の主要済み出動タンクには後程しております。今後もプラント運転継続しますので、収支が発生して参ります。
0:07:13	次にさせた幹部 34 号機の使用済み樹脂貯蔵タンクに貯蔵する使用済みの実施、毎回使用済み首都言わせていただきます。それを処理するためにですね。
0:07:24	既設のですね、12 号機側の配置処理装置及び廃樹脂貯蔵タンクに移送する設備としまして、使用済み樹脂槽容器と使用済み樹脂計量タンクなどの設置させていただきます。
0:07:40	また所済み樹脂を既設のお入り処理装置で処理するために、一、二億共用から、1、1234 号機共用の設備等の変更させていただきます。ちょっとわかりにくいので、下の概要で詳しく御説明させていただきます。
0:07:56	まずこのけど概要の真ん中に点線があると思うんですけれども、左側が 34 号機、右側は 12 号機の設備になってございます。
0:08:07	34 号機側でですね、原子炉冷却系統冷却材系統であるとかああしろ数人のピット浄化系統から発生しました樹脂が廃樹脂がですね、主要のみ実施が使用済み貯蔵タンクのほうにまず手帳されます。
0:08:22	ここにちょっとされている使用済み樹脂をこの赤で書いている使用済み地域医療タンクのほうに、まず移送しまして、こちらで計量をしますと、その後、使用済み央粟署済み移送容器の方にジュシを移送します。
0:08:38	この移送容器を 12 号が来側に運搬をしまして、12 号機側の使用済み出動タンク、また、または主排気処理装置のほうで処理をしていくと。
0:08:55	こういったことをしたいと考えております。この赤字で書いてあるものが今回新規設置するものでございますので、青字で書いているものが、既設のものを強化するということで、一応今日から 134 号機共用に変更するものになってございます。以上の変更の工事についての設計及び

0:09:13	工事認可工事計画認可申請を行いたいと思っております。
0:09:17	最後に許認可希望時期としまして、最後機能をこの使用済みし貯蔵タンクの将来的な、ちょっと裕度を確保するために 2023 年度より、12 号機に使用済み樹脂を移送する計画でございます。公知化を考慮いたしまして、2020 年の 11 月ごろに
0:09:35	認可を希望しております。
0:09:38	私からの説明は以上になります。
0:10:07	規制庁の山口です。御説明はいただきましてご希望御希望ということで話はお聞きしました、いただいた中でちょっと幾つか確認をこちらから、
0:10:22	説明をしたいものがございまして、まず一つ目は高浜の
0:10:28	送水車の値についてですけれども、
0:10:33	34 号の送水車導入等 12 号の送水車燃料変更については、こちらで今審査をしておりますけれども、34 号の方ほうを先行して審査をして認可かなということで作業を進めていましたけれども、
0:10:52	予備機の取り扱いが 12 号側にぶら下がっていて、かつその記載の内容が
0:10:58	記載の適正化という理由で要目表が変更されていてこの取り扱いについての中で大変もめております。
0:11:08	ご案内の通り、記載の適正化というのは先行的に審査をしたものを
0:11:16	その結果をその記載をまさに後続の中で取り扱いを日計測をとるといいますね。
0:11:23	表現の反映するという程度のものであるという、今までの理解でやってきておりますけれども、
0:11:29	今回いただいているものは特にそういったものではないものに対して適正化という表現をもって、
0:11:36	要目表が記載をされておりますので、そこが今引っかかっております。
0:11:41	検査側とも連携をして、このままの記載で検査いけるのか。
0:11:46	というようなことも含めてやっております。
0:11:49	今状況は、そういったところです。
0:11:52	それから、特に御説明いただかなかったところで御説明をいただきたいんですけれども、高浜の一、二号のSFP未臨界の変更については、前回の審査会合で、大容量送水ポンプからの
0:12:11	放水量を二倍、2.2 台分から
0:12:16	ある程度の了として評価する必要性について説明を求めているところですが、それに対してその後のラップアップヒアリング等で確か 1 月中で、とりあえず関西電力の方針について御説明をいただけるというお話。

0:12:36	だったんですけども今まだお話をいただけていなくてかつ
0:12:39	ここの今いただいている高浜のポツですか。
0:12:44	のところについては、線表も変わらずということになっての御説明をお願いします。
0:12:55	関西電カツヅキです。富化減び臨界についてなんですけども、前回の会合でいただいたコメント踏まえまして、今流量設定ですねこちらのほうの検討を進めてますけれども、その影響も含めてですね検討していることもあって、当初ですね 1 月末とちょっと申し上げたんですが、
0:13:12	ただちょっと資料の準備が整わずということになっております。また資料の準備状況見まして、今の許可規模に影響が規模ですね、こちらにつきましてもですね、見直しをさせていただきたいと思っております。また具体的な数字については別途御説明させていただきたいと思えます。
0:13:29	規制庁山口です。御説明の内容は理解しました。
0:13:33	一方で 1 月中というふうに御説明しますということであれば、その時点で何らかのを説明をヒアリングなりでいただきたいというのがこちらからのお願いであり、かつこういうスケジュールのところではそういった内容を反映したものをこの時点で御説明をいただかないと皆さんからのご希望ばかりいただく場を
0:13:53	ではないので、そのところは次回以降、しかるべくご対応をお願いします。
0:13:59	関西電量ツヅキです。了解いたしました。
0:14:15	原子力規制庁藤森です。経何点か確認させていただきたいんですけども、一つは美浜と大飯の新検査制度導入に伴う保安規定の変更認可申請ですけれども、
0:14:30	2 月もこれ中旬だと 27 日に申請予定ですかとなっておりますけども、
0:14:39	この保安規定の変更認可申請には美浜と大飯の場合は科医措置段階の法案規定米価された部分があると思うんですけども、そちらは対象になっているのでしょうか。
0:14:56	変更認可申請の
0:15:01	はい。関西電サトウでございます。ご質問の新規性基準同様に伴う保安規定の申請なんですけども、現在ですね、許可側の届け出の方法ですね、審査でエイチームさんのほうで見てもらっている段階です。
0:15:17	今後に 7 日申請と不安定なんですけども、おっしゃる通り美浜大飯には廃止措置のパートがございましてですね、今回の変更内容が不安定の品証関係の条文で品証関係の条文は、運転炉側それから廃止措置が両方にございまして、記載もほぼ共通ということでございますので、
0:15:36	この 2 月の申請の段階では両方パートにつきまして変更申請出す予定となっております、以上です。

0:15:46	原子力規制庁藤森です。
0:15:48	Pばかりでした。それから閉と今の新検査制度導入に伴う関係の案件で高浜の
0:15:59	20番、21番ですか、こちらの設工認の申請を説明で4月1日にされると言われましたかね。
0:16:10	と言われてますけれども、一方で本文許可の本文11号の届け低下が4月になってからされて、多分その確認が終わってからでないと申請できないような気もするんですけれどもそこはどのように考えられてるんですか。
0:16:32	関西電力の佐藤でございます。先見先ほど関係なんですけれども、せよとまず許可の記載を固めてからというふうになるかならうかと思えますけれども、ときゃの記載につきましては現在2月7日から事前のヒアリングをいただいております、今なりについて詰めている段階でございます。
0:16:51	4月1日に届け出が実施するんですけれども、それからあまり間を置かずです。強化に関しては、庁内で確認いただけるものでないかなというふうに考えております。設工認のほうですけれども、法令上4月1日にならないと審査できないんですが、まず審査させていただきまして、強化の
0:17:09	状況見ながらその記載を反映した内容で4月1日に申請を出させていただいて、そのあとで協力確認を得てから設工認が見てもらおうというステップになるかと思えますけれども、そういう感じで考えてございます。
0:17:25	規制庁藤森です。説明はわかりましたがちょっとその流れでいいかどうかちょっとうちの中でもちょっと確認させていただければと思います。
0:17:42	それで、今の燃料体設工認申請へえ。
0:17:48	その認可希望時期が10月中ということなんですけれども理由、
0:17:55	平成21年初めに、海外での確保を回収するためと書いてあるんですけれども、もう少しちょっと具体的にご説明いただけますか。
0:18:07	電力ツヅキです。20番の方ですけれどもこちら側の海岸のウラン燃料になりました。これ21年初めから海外で製造するということです。製造前にですね見込みいただきたいということになってございます。もう一方のMOX燃料についてはですねちょっとMOXなので、具体的なスケジュール、ここにかけてはいない。
0:18:27	ですけれども、やはりですね制度スケジュールと考えて今後御説明使用前確認検査申請を実施します使用前確認検査を実施しますので、そういったスケジュール考えて10月の中旬の認可希望ということで書かせていただいております。
0:18:45	原子力規制庁藤森です。ちょっとMOXのほうがよくわからなかったですけれどもウラン燃料のほうは、
0:18:53	21年初めに、加工開始する。

0:18:59	というのはいいともう 2020 年 1 月 2 月 3 月。
0:19:04	ぐらいを考えていて、
0:19:07	今製造前に認可もらえればということだったんですけども、10 月でなくても 11 月でも 12 月でもいいってことをですか、ちょっと念のため確認させてください。
0:19:20	増加支持率で今フジ関西電力ツツキです。制度開始時期のついてはですね、概ねそのような時期になっておりまして、10 月ですね認可後ですね、確認申請潮間確認申請ですね、こういったものをお考えしておりますので、やはりぎりぎりではなくて 10 月中旬ぐらいの
0:19:39	認可ということをお願いしたいというふうに思っております。
0:19:45	原子力規制庁藤森です。わかりました。
0:21:00	規制庁山口です。すいません。追加ですけども、有毒ガスの関係の工認なんですけれども、ここに保安規定から A については、当
0:21:14	それぞれプラントごとに状況が違って、経営と申請を出される時期だったり
0:21:21	認可の時期だったり異なってはきていますけども特集の関係とかを今、どういう御予定になってるんでしたっけ。
0:21:33	中層棟それから。
0:21:38	時委員会とその他特重関係も対応強化のところ見てますけども、申請の予定でずとか、それ工認保安規定両方とも、ちょっとそっち説明をお願いしますか。
0:21:53	関西電力ツツキです。
0:21:56	有毒ガスの公認関係のスケジュールになりますけれども、とにかく希望としましてはまず先行する高浜の中央制御室の部分ですね、こちら 3 月上旬ぐらいに臨界いただきまして、すいません。規制庁ヤマグチです高浜は砕波すいませんも申請いただいているんですよちょっと私のこれ除くの。
0:22:15	ちょっと申し漏れましたけれども、高浜作業以外ということですかすよね。そうですね。しますと、
0:22:22	ですね。
0:22:33	ちょっとね、
0:22:35	そう。
0:22:36	高浜の非公開部分ですねこちらのほうにつきまして、特重部分ですが、こちらは 3 月に最終主盤での認可希望となってまして工認ですので、保安規定のほうは 3 月中旬ぐらいに保安規定の認可をいただきたいというふうに
0:22:53	思っております。



0:24:38	関西電力の佐藤でございます。1点確認なんですけども、新検査制度関係の手続きについてちょっと御質問があります。
0:24:46	高浜失礼しました。多いできますという毒ガス防護の項にそれが緊対所の工認がえてまとめ年度跨ぐような見込みになってございますけども、そうしますと、新検査制度が4月1日から導入されるということで設工認関係の補正が要るかなと思ってございます。
0:25:05	具体的な品証関係と工事の方法を盛り込むということで手続きは要るかなと思ってます。一方で真剣される関係に審査でチームさん主体で中身聞いてもらってるんですけども、補正書が不具合なんですけど、これは審査連続性からしますとエイチームさんに出すものかなと思ってんですけども。
0:25:23	この方審査も内容自体はエイチームさんのほうで見てもらうとそんな感じになるんでしょうか。
0:26:19	規制庁の山口です。実態その審査のどこが担当するのか的なところはまだちょっとこちらのほうで今後整理をしていきますけれども、窓口はちょっとどこになるかわかりませんがちゃんとしかるべく審査するところに繋がります。
0:26:39	それでまたその時の出しいただく段階でまた確認いただければと思います。
0:26:46	フェーディングサトウでございます。わかりました。またご相談させていただきます。
0:27:04	規制庁サツカワです。いただいた御説明は了解しました。こちらから特にはないですけども他はよろしいでしょうか。
0:27:12	はい、じゃあ、本日の面談は以上とさせていただきます。ありがとうございました。